

15 平成 21 年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
沖 縄 県	石油価格 調整税	揮発油の販売	揮発油に係る 数量から条例 で定める欠減 数量を控除し た数量	揮発油の精製業 者又は輸入業者 その他これらに 類する者のうち 県内に事務所を 設けて揮発油の 販売を業とする もので知事が指 定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/k1	S47.6.1施行 (H19.4.1) 9 5 8
福 井 県	核燃料税	発電用原子炉 への核燃料の 挿入	発電用原子炉 に挿入した核 燃料の価額 (福島県につ いては価額及 び重量)	発電用原子炉の 設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 (H18.11.10) 5, 4 2 3
福 島 県						従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H19.12.31) 3, 5 9 4
愛 媛 県						100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 8 2 3
佐 賀 県						100分の13	S54.4.1施行 (H21.4.1) 2, 0 1 2
島 根 県						100分の10 (平成17年度及び 平成18年度は10 0分の12)	S55.4.1施行 (H17.4.1) 2 1 8
静 岡 県						100分の10	S55.4.1施行 (H17.4.1) 6 8 9
鹿 児 島 県						100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 5 8 5
宮 城 県						100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 2 8 3
新 潟 県						100分の14.5	S59.11.15施行 (H21.11.15) 0
北 海 道						100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 6 4 5
石 川 県	100分の12	H4.10.8施行 (H19.10.8) 0					

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉への 核燃料の挿 入 ②使用済燃料 の受入れ ③高放射性廃 液の保管 ④ガラス固化 体の保管 ⑤放射性廃棄 物の発生 ⑥放射性廃棄 物の保管	①原子炉に挿 入した核燃 料の価額 ②使用済燃料 の原子核分 裂前のウラ ンの重量 ③高放射性廃 液の数量 ④ガラス固化 体の容器の 数量 ⑤放射性廃棄 物の容器の 容量 ⑥放射性廃棄 物の容器の 容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤原子力事業者 ⑥原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の 100分の13 ② 46,000円/kg ③1,219,000円/m <sup>3</sup> ④1,219,000円/本 ⑤ 81,100円/・ ⑥ 3,900円/・	S53.10.18施行 (H21.4.1) 1,371
青森県	核燃料物質 等取扱税	①ウランの濃 縮 ②原子炉への 核燃料の挿 入 ③使用済燃料 の受入れ ④使用済燃料 の貯蔵 ⑤廃棄物の埋 設 ⑥廃棄物の管 理	①製品ウラン の重量 ②原子炉に挿 入した核燃 料の価額 ③受け入れた 使用済燃料 に係る原子 核分裂をさ せる前のウ ランの重量 ④使用済燃料 の貯蔵に係 る原子核分 裂をさせる 前のウラン の重量 ⑤廃棄物埋設 に係る廃棄 体に係る容 器の容量 ⑥ガラス固化 体の容器の 数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事 業者 ⑥廃棄物管理事 業者	申告納付	① 16,500円/kg ②核燃料価額の 100分の10 (当面の間100分 の12) ③ 19,400円/kg ④ 8,300円/kg ⑤ 23,700円/・ ⑥728,700円/本	H3.9.28施行 (H18.9.28) 11,282
神奈川県	臨時特例企 業税	法人の事業活 動	所得の計算上 繰越欠損金と 相殺される当 期利益の金額	資本金額又は出 資金額が5億円 以上の法人で、 当期利益が発生 しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行  4,994

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

○ 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の臨時特例企業税については、同日後も効力を有しているため、記載した。

(2) 市町村法定外普通税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m <sup>2</sup> 40円	S43.12.1施行 (H18.6.1) 1 7
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した 砂利 1 m <sup>2</sup> 30円 その他 1 m <sup>2</sup> 15円	S47.6.1施行 (H19.6.1) 9
神奈川県 山北町		岩石及び砂利 の採取				岩石 1 m <sup>2</sup> 10円 砂利 1 m <sup>2</sup> 15円	S57.4.1施行 (H19.4.1) 8
静岡県 熱海市	別荘等所有 税	別荘等の所有	別荘等の延面 積	所有者	普通徴収	1 m <sup>2</sup> 年 650円	S51.4.1施行 (H18.4.1) 5 6 1
福岡県 太宰府市	歴史と文化 の環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場利用 者	特別徴収	二輪車（自転車を 除く）…50円 乗車定員10人以下 の自動車…100円 乗車定員10人超29 人以下の自動車 …300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15.5.23施行  6 6
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の貯蔵	貯蔵されてい る使用済核燃 料（使用済核 燃料集合体） の数量（1 発 電用原子炉に つき157体を超 える分）	発電用原子炉の 設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H21.1.5) 2 9 3
東京都 豊島区	狭小住戸集 合住宅税	豊島区内にお ける狭小住戸 （専用面積30 m <sup>2</sup> 未満の住戸 ）を有する集 合住宅の建築 等	区内に新たに 生ずる集合住 宅の狭小住戸 の戸数	建築主	申告納付	1 戸につき50万円	H16.6.1施行  3 5 4

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14.4.1施行 164
滋賀県						1,000円/ト ※年間搬入量 500ト未満は免税	H16.1.1施行 72
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 621
広島県	産業廃棄物埋立税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H15.4.1施行 (H20.4.1) 766
鳥取県	産業廃棄物処分場税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税			H15.4.1施行 (H20.4.1) 6
青森県	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.1.1施行 183
岩手県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			H16.1.1施行 67
秋田県							1,000円/ト (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/ト)

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)		
奈 良 県	産業廃棄物 税	最終処分場へ の産業廃棄物 の搬入	最終処分場へ 搬入される産 業廃棄物の重 量	最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 176		
山 口 県							最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者 ※自社処分は原 則課税免除	特別徴収 ※他者か ら搬入され た産業廃 棄物を自 社の処分 場におい て処理す る場合は 申告納付	H16.4.1施行 265
新 潟 県							最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	H16.4.1施行 171
京 都 府									H17.4.1施行 68
宮 城 県									H17.4.1施行 346
島 根 県	産業廃棄物 減量税				1,000円/トン ※導入初年度333円 /トン、2年度目666 円/トン	H17.4.1施行 442			
熊 本 県	産業廃棄物 税					1,000円/トン	H17.4.1施行 162		
福 島 県						1,000円/トン ※自社処分の場 合は1/2、 年間搬入量10,000 トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 604		
愛 知 県						1,000円/トン (自社処分の場 合は500円/トン)	H18.4.1施行 644		
沖 縄 県						1,000円/トン	H18.4.1施行 80		
北 海 道						循環資源利 用促進税	1,000円/トン (平成18年度及び平 成19年度においては 、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 748	
山 形 県	産業廃棄物 税					1,000円/トン	H18.10.1施行 187		
愛 媛 県						資源循環促 進税	1,000円/トン (自社処分の場 合は500円/トン) (平成19～21年度に おいては、暫定税率 を適用)	H19.4.1施行 149	

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17.4.1施行 364
佐賀県							H17.4.1施行 103
長崎県							H17.4.1施行 121
大分県							H17.4.1施行 285
鹿児島県							H17.4.1施行 90
宮崎県							H17.4.1施行 279
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円以上15千円未満： 100円 15千円以上： 200円	H14.10.1施行 1,316
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.4.1施行 22

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1 人 1 日 200円	H13. 7. 1 施行 1 1
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1, 000円/トン ※条例施行後 3 年間は500円/トン	H15. 10. 1施行 1, 1 7 4
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量 (使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 5 5 8
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1 回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	H17. 4. 25施行 4
沖縄県 伊平屋村		旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者			H20. 7. 1施行 2

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設 (更新) の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
○ 遊漁税を課税していた 3 町村 (河口湖町、勝山村及び足和田村) が平成 15 年 11 月 15 日に合併。